

上越市乳児一時預かり費用助成金交付規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第 3 8 号

上越市乳児一時預かり費用助成金交付規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、子育て家庭における保護者等の心身の負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整えるため、生後 8 週に満たない乳児の一時預かり事業を実施する機関を利用した保護者等に対し、予算の範囲内で交付する上越市乳児一時預かり費用助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者等 乳児と同居し、かつ、養育する者をいう。
- (2) 助成対象乳児 生後 8 週に満たない乳児をいう。
- (3) 実施機関 助成対象乳児の一時預かり事業（以下「一時預かり事業」という。）を実施する機関で、次のいずれにも該当する団体をいう。

ア 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 4 条の 1 2 第 1 項の規定により一時預かり事業の届出を行ったもの

イ 子育て支援活動に実績があり、子育てに関する経験及び知識が豊富な特定非営利活動法人又はこれに準ずる団体で市長が認めるもの

(助成対象者)

第 3 条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、市内に住所を有する助成対象乳児の保護者等とする。

(助成対象経費)

第 4 条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者が利用した一時預かり事業の利用料金（入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の保育サービスの提供に付随するもの、割引券等を使用した額を除く。）とし、助成対象乳児 1 人につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める利用に係る時間、回数及び金額を限度する。

- (1) 利用時間 1 回当たり 6 時間

(2) 利用回数 1 週間当たり 3 回

(3) 利用金額 30 分につき 500 円

2 前項第 3 号の利用金額の算出において、利用時間が 30 分に満たないときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(助成金の額等)

第 5 条 助成金の額は、前条に定める助成対象経費（国、都道府県、市区町村その他公的団体から補助金等を受けている場合にあっては、助成対象経費から当該補助金等の額を減じて得た額）に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

(交付申請等)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、本事業の利用対象期間を経過した日から起算して 30 日以内に、上越市乳児一時預かり費用助成金交付申請書兼請求書（第 1 号様式）に領収書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書兼請求書の提出があったときは、これを審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、上越市乳児一時預かり費用助成金交付^{決定}通知書（第 2 号様式）_{却下}により通知するものとする。

(決定の取消し)

第 7 条 市長は、助成金の交付を受けた助成対象者が偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第 8 条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合で、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

上越市乳児一時預かり費用助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）上越市長

次のとおり上越市乳児一時預かり費用助成金の交付を申請します。

申請者	フリガナ氏名							
	住所	〒						
	電話番号							
一時預かりを利用した乳児	氏名				生年月日	年 月 日		
利用した実施機関								
利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで (時間 分)							
	年 月 日 時 分から 時 分まで (時間 分)							
申請額等	助成対象経費 (A)					円		
	助成対象経費 (A) × 1/2 (B)					円		
	上限額：500円 × 利用時間 (30分単位) (C)					円		
	助成金額 (B又はCのいずれか低い額)					円		
振込先口座	金融機関名							
	支店名							
	口座種別							
	口座番号							
	フリガナ口座名義							
	※口座の名義は、申請者の名義に限ります。							

備考 領収書の写しを添付すること。

同意及び誓約事項

項 目	確認欄	
乳児一時預かり費用助成金の交付決定の審査のため 課の職員が住民基本台帳を閲覧又は確認をすることに同意します。	はい ☐	いいえ ☐
上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約 (1) 助成金を暴力団の活動に使用しません。 (2) 助成金の交付により暴力団に対し利益を供与することはありません。 (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、助成金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた助成金を返還することを承諾します。	はい ☐	いいえ ☐

第 2 号様式（第 6 条関係）

上越市乳児一時預かり費用助成金交付
決定
通知書
却下

年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで申請のありました上越市乳児一時預かり費用助成金の交付
と お り 決 定
について、次の したので通知します。
理由により申請を却下

決 定	助 成 金 額	円
	支払予定日	年 月 日
却 下	理 由	